

農地法第5条許可申請（農地法第4条許可申請の添付書類も同一です。）

※ 転用予定の農地が農振除外地であるか確認して下さい。（担当：農政商工課 022-359-5503）

※ 1,000 m²以上の場合には、開発許可も必要です。（担当：まちづくり政策課 022-359-5537）

※ 1,000 m²以上の雨水浸透阻害行為に該当する場合には、宮城県に協議が必要な場合もあります。（土木部河川課 022-211-3173）

農地法第5条許可申請 添付書類一覧

農地の転用
所有権の移転（賃借権の設定）} を同時に行う場合に必要なもの

※2部とあるのは、原本1部、コピー1部です。

必要なもの	部数	説明
農地法第5条の規定による許可申請書 ※申請人の数+2部	※ 原本4部	<ul style="list-style-type: none">●譲渡人（貸人）は実印を押印してください。●本人が農業委員会の窓口に来られない場合は、委任状を提出してください。
申請に係る農地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る)	2部	<ul style="list-style-type: none">●仙台法務局で交付を受けてください。一筆ごとに手数料がかかります。（地番間違いのないように交付を受けてください。） 仙台法務局（本局）<ul style="list-style-type: none">・仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁 TEL022-225-5611・塩釜支局：塩釜市袖野田町3-20 TEL022-362-2338・古川支局：大崎市古川旭6-3-1 TEL0229-22-0510・大和町吉岡コミュニティセンター1階 ：大和町吉岡字町裏16 TEL022-225-5767（不動産と法人の登記事項証明、会社などの印鑑証明のみ取得可能）●登記事項証明書に記載された住所と現住所が異なる場合は、住民票抄本を添付してください。
公図	2部	<ul style="list-style-type: none">●仙台法務局で交付を受けてください。分割登記書に添付された図面等のコピーでも可。●転用計画地を赤線で枠取りしてください。
位置図	2部	<ul style="list-style-type: none">●申請地を住宅地図に明記してください。●縮尺は1/1,000～1/10,000程度です。
配置図	2部	<ul style="list-style-type: none">●転用予定地に建物、駐車枠、庭園、資材等の配置を明記してください。※進入路も含みます。●縮尺は1/500～1/2,000程度です。

			※申請面積の妥当性の判断資料
建造物の建築図	2部	●平面図、立面図、土地利用計画図等	
事業計画概要書	2部	●記入例に従い、詳しく記載してください。 ※事業計画の適正、確実性の判断資料	
融資証明または預金残高証明	2部	●左記の他、転用事業に係る代金支払い領収書の写し、融資見込証明、審査結果回答書の写し、融資者の残高証明等でも可。融資者が親族等である場合は関係を確認できる書類を添付。通帳の残高の写しでも可。	
土地改良区の意見書	2部	●申請農地が土地改良区地内、又は土地改良区地内に影響がある場合には必要です。(土地改良区に確認してください。) ●意見書に条件が付されている場合は、その内容が記載されている協議書や念書も添付してください。 鶴田川沿岸土地改良区 Tel0229-56-2293 大崎市鹿島台広長字内の浦104-1	
水利組合の同意書	2部	●組合の有無、組合長の連絡先は各行政区長に確認してください。 ●土地改良区意見書が添付されている場合は不要です。	
行政区長確認書	1部	●行政区長に事業内容を説明し、確認を受けてください。	
隣接土地所有者の同意書	2部	●申請地に隣接している土地の所有者から同意を得てください。	
譲渡人の印鑑証明書	1部	●譲渡人の印は実印を押印ください。	
※法人の場合 定款または法人登記事項証明書 議決書の写し	2部	●議決書は、土地取得に至った経緯、事業計画に係る審議内容を記載してあるもの。	
※太陽光発電事業の場合 ①系統連携承諾書 ②電力売買申込書 ③経済産業省の設備認定通知 ④電気売買契約書・電力受給契約書 ⑤登録小売電気事業者の確認書類		●譲受人(転用事業者)と設備認定通知の事業者名及び売電の契約者名が異なる場合、名義の変更が必要になります。 ●事業者名等の名義の変更を行っている場合、軽微変更届の写し又は軽微変更届出情報が必要になります。 ●②③はFIT適用、④⑤は非FITの場合。	

その他

●上記は全ての申請に必要な書類の一覧です。転用目的・事業内容等により、他の関係書類が必要になる場合もあります。

●農地法第4条・第5条に伴う転用は県知事許可となります。町の農業委員会で承認した後、県の審査となります。この審査で追加書類を求められる場合、事務局より連絡しますので、早めに提出をお願いします。

- 例)
- ・工程表（工事が1年以上に及ぶもの又は、一時転用の場合）
 - ・他法令の許認可を要する場合は、許認可を証する書面・申請書の写し
 - ・進入路として申請地以外を使用する場合は、その土地の登記事項証明（写し可）と所有者の同意

●農地転用申請の前に、農振法担当（農政商工課）、開発行為担当（まちづくり政策課）、道路占用許可担当（地域整備課）、文化財担当（社会教育課／B&G海洋センター）の確認を受けてください。

大郷町農業委員会 359-5517